2026/2/25

パネルディスカッション用参考資料　（抜粋）IPA 調査報告書の総括より

1．営業秘密の漏えいの実態

調査報告のポイント：事業への影響が深刻化する営業秘密漏えいにはサイバー対策と内部不正防止の両面での対応が必要

- **営業秘密の漏えいの認知が大幅増加＋認知のきっかけが全般に増加**
  →従業員から**漏えいを報告する組織体制が整い、状況把握できるシステム環境が進展**した可能性

- 顧客情報以外の漏えいが多く見られ、広く**公表・報道されていない営業秘密漏えいインシデントの多さが懸念**される

- **営業秘密漏えいによる推定損害額**がより認知されるようになり、**10 億円以上の被害と答えた企業が急増**。漏えいが事業に与える影響がより深刻化した。

- **営業秘密漏えいの経路として、サイバー攻撃が急に台頭**。この中に**ランサムウェア攻撃も含まれている**と推察。サイバー攻撃の場合漏えい先の特定が困難。
  個別の事象では、**内部不正起因と外部に起因は総合的に見るとほぼ同程度の発生率**。
- **従業員数が多い製造業**は、**漏えいを多く経験**するとともに、**予兆や事後の不審な事象を検知することも多い**。他方で、漏えいした営業秘密の種類や漏えいのルート、組織で実施している対策の内容により観察される不審な事象が異なる可能性あり。

2．営業秘密管理の実態

調査報告のポイント：経営トップから現場まで一貫したリスク認識が必要

（管理実態）

- 従業員数少＆売上高少、非製造業、**経営層は、営業秘密に対する脅威を認識できていない**傾向が強い。
- **従業員数が多い製造業**では、**営業秘密管理を実践する上での問題を把握**している可能性が高い。
- **現場が**実際の業務に係る**問題意識を経営層と共有できていない**か、または問題意識が共有されていても、**対策の費用対効果がわからない**か、あるいは**リソース不足で**あることにより、**経営層が対策実施のための予算措置に踏み切れない**状況にある可能性あり。
- 組織体制として**改善に着手可能な環境要因が**、内部不正のリスク要因として**残置**されており、**人手不足がこの問題に直結**している傾向が大きい。
- 現場で認識されている内部不正を誘発する環境や状況のうち、**人手不足等の業務の遂行に直結するものに比べて、人間関係による内部不正を誘発する環境や状況は経営層まで共有されていない**可能性がある。

（営業秘密の区分および格付け等）

- **営業秘密とそれ以外の情報との区分及び格付け**の実施については、対策の進展は見られるものの、**今後も改善の余地が大きい**。
- 従業員数が多い企業で対策が進展。しかし**経営層は、情報区分管理の意識が**、リスクマネジメント／サイバーセキュリティ関連部門と比べて**希薄**である。
- **組織で統一した営業秘密の管理ルールを定めていない**か定めていても**組織内でのルールの周知が不十分**で、**営業秘密を持ち出す際の従業員等の心理的なハードルが低い**状況にある企業が増加している可能性がある。

（インシデント発生時の迅速な対応等）

- **秘密情報の漏えい時の組織体制の整備がされていない**か、あるいは**回答者が自社で整備されている体制を認識できていない**企業が一定数ある可能性がある。

３．営業秘密管理において実施している対策

調査報告のポイント：法的対策においては契約内容の管理と遵守の徹底、違反時の厳正な対応を組織的に進めることで営業秘密管理に関する対策の実効性を高めることが必要

（モニタリング）

- 企業の営業秘密管理において次の**どちらかの状況が顕在化**している可能性がある

  ・自分の所属する企業において実施している**技術的対策の実施状況を従業員が認識していない**傾向が強まった　**OR**

  ・企業において、**技術的対策を実施することの優先度が低下**している
- 情報システムに対し技術的対策の導入を主導している**当事者である部門では**自組織で行われている**技術的対策を認識**している一方で、**組織全体としては技術的対策を実施していることの周知が不十分**である可能性がある。

  →現在の対策を実施しつつ、実施している対策の内容を情報システム関連部門以外にも広く周知することが望ましい。
- 業務上で、**紙資料の取扱い減少、電磁的記録媒体の利用が減少してオンラインストレージ等の利用が促進**されており、それに伴い実施される**対策が変化**している。

（環境的対策）

- 電子メールの利用の際の情報漏えい対策への意識が依然として低い。

（法的対策）

- **秘密保持契約や競業避止義務契約の締結が営業秘密管理において有効だと考え、自組織の対策に取り入れている企業が一定数存在**している一方で、**従業員等の半数近くが競業避止義務契約の具体的な内容を把握していない、あるいは理解していない**可能性がある。
- **競業避止義務契約については、多くの企業が違反の有無を把握できていない、あるいは対応しきれていない**可能性が示唆され、多くの企業が違反の有無や内容の把握に課題を抱えていることや、違反が判明しても警告や訴訟などの法的措置をとるケースは一定割合に止まると考えられる。

４．最近の動向を踏まえた対策

調査報告のポイント：　生成 AI、クラウドサービス等の新技術を適切かつ安全に利用

（サプライチェーンセキュリティ）

- 企業において**取引先の管理状況の把握等の対策の必要性は認識されているものの、思うように進められていない**可能性がある。
- **自社の営業秘密が何であるかを正しく認識できておらず**、技術指導や取引先との情報共有を通じて**知らないうちに取引先に営業秘密を提供してしまうリスクが強まっている**可能性がある。

（クラウドサービス）

- **全体として企業においてクラウドサービスの利用が進んでおり、営業秘密を取扱う場面も 2020 年に比べて増加**している。
- 企業全体としてシャドークラウドを含むクラウド利用への対策が十分に進んでおらず、特に従業員数の少ない企業ほど、クラウドサービスの利用に関する対策が遅れている。
- 2020 年度調査からクラウドサービスの利用は進んでいるものの、全体の **2/3 の企業ではクラウドサービスによる営業秘密の共有や参照について慎重または非積極的な姿勢**を示している。

（生成 AI）

- 生成 AI の利用に関して、そもそも**ルールが存在しない**、**ルールは存在するが従業員等に周知されていない**、**ルールは存在していても具体的に**生成 AI の利用に関して何をしてよく、何をしてはいけないのかを**理解できていない**、回答者自身が生成 AI を利用しておらず組織が実施している対策を把握していない等の可能性が考えられる。
- 特に売上高が大きくない企業又は従業員数が少ない企業において、生成 AI の利用の際に営業秘密が安全に取扱われるようにするためには、生成 AI の利用に関してルールを従業員に理解させ、実践させることが課題になっている。

（テレワーク）

- テレワーク環境では最も重視されているのは通信の暗号化やアクセス制御に関する対策である。他方で SNS 利用等への対策は進んでいない。**テレワークの環境での営業秘密の取扱いについて、さらなる注意喚起が必要**。

（外為法や海外法制度への配慮）

- 多くの企業で輸出管理規制に注意を払っており、他国の法令についても一定の配慮をしている。
- 他方で、海外との直接的な取引がない可能性、及び自組織に外為法を遵守するための輸出管理体制や他国の法令への配慮の必要性の認識が不十分である可能性も考慮する必要がある。